

## 様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	<p>教育実習等の時期</p> <p>＜学校体験活動＞ 3年次5月～2月の間</p> <p>＜小学校教育実習＞ 3年次9月～11月の間</p> <p>＜特別支援学校教育実習＞ 3年次10月～12月の間</p>
②	<p>教育実習等の実習期間・総時間数</p> <p>＜学校体験活動＞ 小学校5日間以上（合計30時間）</p> <p>＜小学校教育実習＞ 小学校3週間（90時間）</p> <p>＜特別支援学校教育実習＞ 特別支援学校2週間（60時間）</p>
③	<p>実習校の確保の方法</p> <p>岡山県教育委員会との連携及び倉敷市との包括協定に基づき、岡山県内又は倉敷市内の実習校を確保する。</p> <p>＜学校体験活動・小学校教育実習＞</p> <p>(1) 大学は、1年次秋学期終了時（2月）に、3年次学校体験活動・小学校教育実習に関する希望調査を行う。</p> <p>(2) 大学は、倉敷市教育委員会（小学校62校）に、実習希望学生数を報告する。</p> <p>(3) 教育委員会は、実習受け入れに協力可能な小学校及び、各実習校の受け入れ人数に関する情報を大学に提供する。</p> <p>(4) 大学は、実習生の居住地や通勤方法等を考慮した上で、実習校の人員配置を決定し、実習生に通知する。</p> <p>(5) 実習生は、2年次12月までに指定の実習校に内諾を得る。学校体験活動については、小学校教育実習と同じ小学校に実習生が同時に内諾を得る。内諾に基づき、大学から正式な依頼文書及び実習（学校体験活動を含む）に関する説明文書を送付する。</p> <p>※諸般の事情により大学周辺での実習が困難な場合は、学科の承諾を得た上で、2年次12月までに母校等に実習生が内諾を得る。</p> <p>＜特別支援学校教育実習＞</p> <p>(1) 大学は、1年次秋学期終了時（2月）に、3年次特別支援学校教育実習に関する希望調査を行う。</p> <p>(2) 大学は、倉敷市・早島町・岡山市内の特別支援学校9校（岡山県立8校、倉敷市立1校）、盲学校1校、聾学校1校を中心とした岡山県内の特別支援学校（最大15校）個別に、実習生受け入れの可否及び受け入れ可能人数等について依頼及び調整を行う。</p> <p>(3) 依頼を受けた特別支援学校は、実習受け入れの可否及び、受け入れ可能な場合は実習生の受け入れ人数に関する情報を大学に回答する。</p> <p>(4) 大学は、実習受け入れに協力可能な特別支援学校及び、各実習校の受け入れ人数に基づき、実習生の居住地や通勤方法等を考慮した上で、実習校の人員配置を決定し、実習生に通知する。</p>

(5) 実習生は、2年次12月までに指定の実習校に内諾を得る。内諾に基づき、大学から正式な依頼文書及び実習に関する説明文書を送付する。

※諸般の事情により大学周辺での実習が困難な場合は、学科の承諾を得た上で、2年次12月までに当該学生の居住地周辺にある特別支援学校等に実習生が内諾を得る。

#### ④ 実習内容

##### <学校体験活動>

学校体験活動では、小学校における体験的・実践的な活動や補助的な役割を通じて、学校経営方針や組織体制、学級担任の役割や職務内容、児童の発達段階や学習過程に関する理解を図るとともに教職に対する意欲と責任感を向上させることが目的である。

この目的を達成するため、学校体験活動は、実習受け入れ校の実態や要望、または学生の希望等を総合的に勘案し、5月～2月にかけて30時間の活動に取り組む。具体的には、学級担任の校務分掌の補助業務、教科・特別活動・総合的な学習の時間に関する授業内外での学習支援、特別な支援が必要な児童への対応支援、不登校児童への対応支援、ICT活用時の補助、学校行事への支援、地域協働活動への参加といった内容に取り組む。

##### <小学校教育実習・特別支援学校教育実習>

教育実習では、小学校・特別支援学校における体験的・総合的な理解を通じて、自らの教員としての適性を考えるとともに使命感を高める基盤となる資質を磨き、実践的指導力の基礎となる知識や技術を向上させる確かな指導力へとつなげていくことが目的である。そのため、次の4点を到達目標として設定し、実習における学びを充実させる。

- (1) 教育者としての強い使命感と情熱、豊かな教育的愛情を身に付ける。
- (2) 教員としての態度・言動を身に付ける。
- (3) 教材研究・学習指導案作成・学習規律等の実践的な学習指導力を身に付ける。
- (4) 学級経営への積極的関与を通して、適切な児童理解に基づく対応力を身に付ける。

この目的を達成するために、実習の前半として、(1) 学校の教育方針や教員の服務、教育課程や指導計画、人権教育、生徒指導、保健指導、給食指導等に関する学校による講話(1時間)、(2) 担当学級内外における教師による学習指導や児童の状況・学習過程の観察(10時間以上)を行う。実習後半では、(3) 学習指導要領や指導計画に基づいて授業での指導(3時間以上)を行い、集大成として研究授業を行う(2時間)。また、(4) 保健や給食、生活指導を行う半日学級経営又は全日学級経営(6時間以上)を行う。教育実習の内容については、実習受け入れ校の実態に応じて変更する場合がある。

#### ⑤ 実習生に対する指導の方法

実習期間中は電話・メール等による連絡を取り、実習に関する質問への回答や相談対応、学習指導案作成に関する助言等、個別の指導を行う。

##### <学校体験活動>

学校体験活動の内容が多岐にわたることから、こうした多様な学習を他の学生と共有し、さらなる理解促進を図るため、隔週で報告・連絡・相談会を行い、現在の実習生の取り組み状況や課題の確認し、実習担当教員からの指導・助言を行う。また、月1回、実習生から指導教員へ提出された報告書をもとに指

導を行う。必要に応じて、実習校への訪問観察指導や実習校の管理職・実習担当者からの実習生評価の聞き取りをもとに、個別の指導を行う。

<小学校教育実習・特別支援学校教育実習>

実習担当教員又は学科教員が実習校へ巡回訪問し、学生の実習状況の確認及び指導を行う。研究授業の見学、評価会・反省会への参加や実習校の管理職・実習担当者からの実習生評価の聞き取りをもとに、個別の指導を行う。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

<評価の基準>

実習校に送付する、添付の「川崎医療福祉大学 教育実習成績評価票」を参照。

<評価の方法>

実習の成績評価については、実習校から提出された教育実習成績評価票や関連資料、実習校訪問時の資料に基づき、学生による自己評価を含めて、総合的に判断する。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

<学校体験活動>

3年次通年開講（春学期・秋学期）とし、1回90分の授業を、事前指導として4回、事後指導として3回実施する。また、学校体験活動中の指導として、1回45分の授業を4回実施する。（合計11回、15時間）

<小学校教育実習>

3年次通年開講（春学期・秋学期）として、1回90分の授業を、事前指導として10回、事後指導として5回実施する。（合計15回、45時間）

<特別支援学校教育実習>

3年次通年開講（春学期・秋学期）として、1回90分の授業を、事前指導として10回、事後指導として5回実施する。（合計15回、45時間）

② 内容（具体的な指導項目）

<学校体験活動>

【事前】学校体験活動の意義・目的・内容、実習生としての心構え、学校体験活動の実際と計画、学校体験活動直前指導

【活動中】学校体験活動の内容に関する協議、自己課題の解決に関する指導

【事後】学校体験活動報告書（学校体験活動の概要、自己の学び、今後の課題、自己評価）の作成・提出、学校体験活動報告会での発表

<小学校教育実習>

【事前】教育実習の意義・目的・内容（観察・参加・実習）、実習生としての心構え、教育実習の実際と計画、学習指導案作成、模擬授業の実施、実習校事前訪問及び実習内容の確認、教育実習直前指導

【事後】小学校教育実習報告書（小学校教育実習の概要、学習指導案、自己の学び、今後の課題、自己

評価)の作成・提出、小学校教育実習報告会での発表

＜特別支援学校教育実習＞

【事前】教育実習の意義・目的・内容（観察・参加・実習）、実習生としての心構え、教育実習の実際と計画、児童生徒の障害の程度や多様性に関する理解、学習指導案作成、模擬授業の実施、実習校事前訪問及び実習内容の確認、教育実習直前指導

【事後】小学校教育実習報告書（特別支援学校教育実習の概要、学習指導案、自己の学び、今後の課題、自己評価）の作成・提出、特別支援学校教育実習報告会での発表

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

【事前の指導】

本学発行のリーフレット「ハラスメント防止マニュアル」を用いて、教育実習及び学校体験活動中の、学生による児童生徒へのハラスメント及び学生に対するハラスメントの防止について指導を徹底している。また、直前のオリエンテーションでは、実習中においてハラスメントが生じた（疑いも含む）場合の相談窓口として実習指導教員や担任の他、学内におけるハラスメント相談員や各種相談窓口の連絡先も周知している。なお、実習校に送付する資料には、上記リーフレットを同封し、指導を受けた上で実習に臨ませていることを示すことにより、発生リスクの未然防止に努めている。

【事後の指導】

本学では、ハラスメント防止委員会の取り組みとして、「学外実習におけるハラスメントに関するアンケート」を、すべての実習生を対象にして毎年実施して現状把握を行っている。結果は、プライバシーに配慮して委員会の場で報告され、適切な実習環境整備及び予防策を検討し、翌年度に活かすようにしている。

【学内の相談体制等】

上記で述べたとおり、ハラスメント防止委員会、ハラスメント相談員はもとより、所属学部・学科、学生総合支援窓口や学生相談室、健康管理センター及び学内事務各課等が連携して対応に当たる相談体制を構築している。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・ 委員会等の名称

- (1) 川崎医療福祉大学教職課程委員会
- (2) 川崎医療福祉大学総合教育センター教職課程部門
- (3) 医療福祉学科初等・特別支援教育コース担当者会議

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

- (1) 川崎医療福祉大学教職課程委員会
  - ・ 総合教育センター教職課程部門長 1名
  - ・ 教職共通科目担当者のうち、総合教育センター教職課程部門長が推薦する者 2名
  - ・ 教職課程認定を受けている学部学科及び研究科専攻から免許の種類ごとに1名 9名
  - ・ 教務部長 1名

- ・その他学長が指名する者 1名

(2) 川崎医療福祉大学総合教育センター教職課程部門

- ・総合教育センター長 1名
- ・総合教育センター教職課程部門担当教員 7名
- ・教務課 2名

(3) 医療福祉学科初等・特別支援教育コース担当教員会議

- ・医療福祉学科初等・特別支援教育コース担当教員 5名

・委員会等の運営方法

(1) 川崎医療福祉大学教職課程委員会

年間10回の定例会議を開催し、各業務に対する計画・準備・活動及び評価について協議する。その際、教職課程委員会規程に則り、教務課、総合教育センター教職課程部門、就職支援センター、教務委員会との密な連携のもと、次に掲げる事項を審議する。

- ア 教職課程の履修に関すること。
- イ 教育実習に関すること。
- ウ 教職課程履修者の免許状取得に関すること。
- エ その他教職課程に関すること。

(2) 川崎医療福祉大学総合教育センター教職課程部門

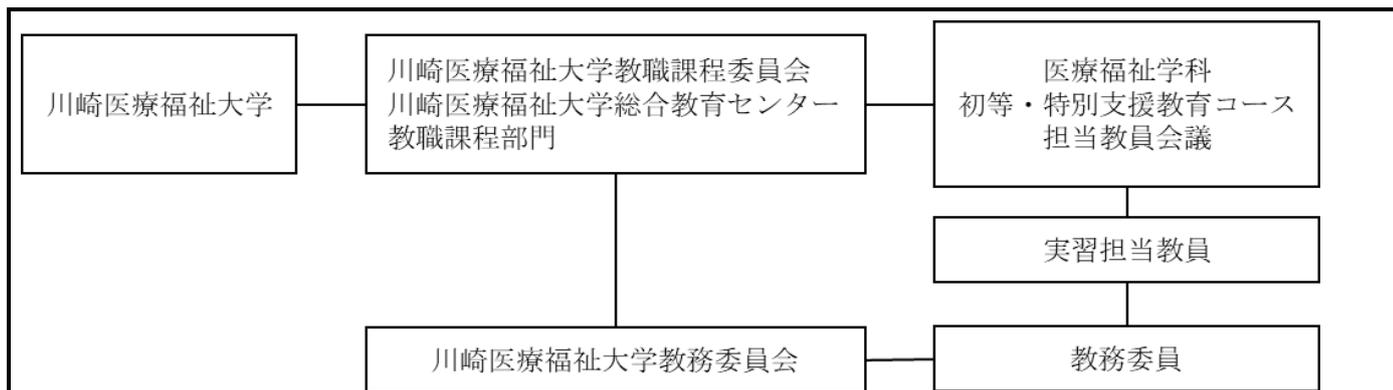
隔週の定例部門会議を開催し、教職課程関連カリキュラムを一元的に管理・運営するとともに、各種教育関係機関及び地域社会との密接な連携のもと、次に掲げる業務を行う。

- ア 教職課程カリキュラムの策定、運用及び評価に関すること。
- イ 教育実習・介護等体験実習等の実施に関すること。
- ウ 教職履修カルテの運用に関すること。
- エ 教職課程履修相談及び教職就業支援に関すること。
- オ 各種教育関係機関及び地域社会との連携に関すること。
- カ スクールボランティア等の学外活動に関すること。
- キ 教員免許状の一括申請に関すること。
- ク 課程認定の申請業務に関すること。
- ケ 教育職員免許法認定講習及び教員免許状更新講習に関すること。
- コ その他、センターの目的達成に必要なこと。

(3) 医療福祉学科初等・特別支援教育コース担当教員会議

履修、実習、就業等コース教職課程に関する内容について審議する。適宜開催する。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

・ 委員会等の名称

- (1) 川崎医療福祉大学教職課程委員会
- (2) 川崎医療福祉大学総合教育センター教職課程部門
- (3) 医療福祉学科初等・特別支援教育コース担当者会議

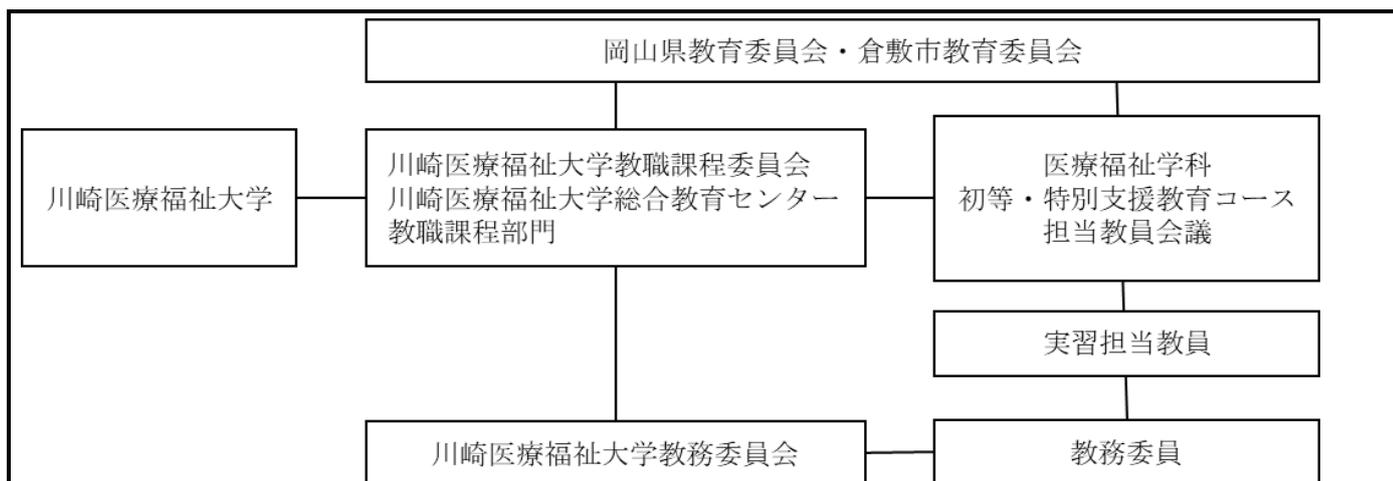
・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

- (1) 川崎医療福祉大学教職課程委員会  
※再掲のため、略
- (2) 川崎医療福祉大学総合教育センター教職課程部門  
※再掲のため、略
- (3) 医療福祉学科初等・特別支援教育コース担当教員会議  
※再掲のため、略

・ 委員会等の運営方法

- (1) 川崎医療福祉大学教職課程委員会  
※再掲のため、略
- (2) 川崎医療福祉大学総合教育センター教職課程部門  
※再掲のため、略
- (3) 医療福祉学科初等・特別支援教育コース担当教員会議  
※再掲のため、略  
岡山県教育委員会、倉敷市教育委員会との連携を図り、連絡調整を行う。

【委員会の組織図】



#### 4 教育実習の受講資格

##### < 学校体験活動・小学校教育実習 >

- (1) 3年次開始時点の修得総単位数が80単位以上であること。
- (2) 学校体験活動又は教育実習を受講する前年度（春学期・秋学期を含む）に履修したすべての科目において、特段の理由がないにもかかわらず欠席回数が6回以上の科目が、3科目以上ある場合は受講できない。
- (3) 3年次開始時点で以下に掲げる科目を修得済又は履修中であること。
  - 教科及び教科の指導法に関する科目の必修科目
  - 教育の基礎的理解に関する科目の必修科目
  - 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の必修科目
  - 日本国憲法

##### < 特別支援学校教育実習 >

- (1) 学校体験活動・小学校教育実習の受講資格を満たしていること。
- (2) 3年次開始時点で以下に掲げる科目を修得済又は履修中であること。

##### < 特別支援学校教育実習 >

特別支援教育基礎理論、  
 視覚障害者の心理・生理・病理、視覚障害教育Ⅰ、  
 聴覚障害者の心理・生理・病理、聴覚障害教育Ⅰ、  
 知的障害者の心理・生理・病理、知的障害教育、  
 肢体不自由者の心理・生理・病理、肢体不自由教育、  
 病弱者の心理・生理・病理、病弱教育、  
 発達障害児教育総論

#### 5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	特別支援学校教育実習：特別支援学校 15 校 小学校教育実習及び学校体験活動：小学校 62 校		
○	×	教育委員会名	岡山県教育委員会	特別支援学校：14 校	
○	○	教育委員会名	倉敷市教育委員会	小学校：62 校	特別支援学校：1 校

## 川崎医療福祉大学 教育実習成績評価票

記入日 年 月 日

フリガナ 実習生名  学籍番号[ W 1 1 ]	学部・学科・コース  医療福祉学部 医療福祉学科 初等・特別支援教育コース
-----------------------------------	--

実習期間	出席すべき日数	出席日数	欠席日数(理由)	遅刻・早退
年 月 日から	日	日	病欠 日	遅刻 回
年 月 日まで			事故欠 日	早退 回
			その他 日	

1 評定 各評価項目並びに総合評定について、次のいずれかの基準を○で囲んでください。

A基準 (特に優れており、教育実習生として十分な取組がみられた)

B基準 (概ね優れており、教育実習生として十分な取組がみられた)

C基準 (課題はあるものの、教育実習生として改善しようとする取組がみられた)

D基準 (教育実習生としての取組が不十分であった)

資質能力		評価項目	行動規準	評価	
求める 資質能力	基盤となる 資質	教育者としての強い使命感と情熱、 豊かな教育的愛情	教育者にふさわしい姿勢(強い使命感と情熱、豊かな教育的愛情)で、本気で児童生徒と関わることができる。	A B C D	
			児童生徒一人一人の良さを認め、やる気を引き出すことができる。	A B C D	
			新たな教育課題(ICTを用いた指導法、道徳教育の充実等)に関心を持ち、意欲的に学び続けることができる。	A B C D	
		自らの教員としての 適性を考えるととも に使命感を高める	教員としての態度	気持ちのよいあいさつ、身なり、言葉遣い、時間厳守等、規律正しい言動を実践することができる。	A B C D
				指導教員の助言を前向きに受け入れることができる。	A B C D
				教員の学級経営や児童生徒との接し方を観察し、自分の指導に生かすことができる。	A B C D
				実習日誌の提出などの事務処理を滞ることなく行うことができる。	A B C D
				教育実習生という立場で、チームの一員として協働して取り組むことができる。	A B C D
	法令遵守に関わる知識・態度・言動が身に付いている。	A B C D			
	確かな 指導力	学習指導		学習指導要領の理解と授業づくり	学習指導要領をもとに、教材研究を意欲的に行うことができる。
			指導計画の作成と指導方法・指導技術	教材研究を踏まえて学習指導案を作成することができる。	A B C D
				作成した学習指導案に沿って適切に授業を進めることができる。	A B C D
			学習規律の確保	学習の基盤となる学習規律を踏まえて授業を進めることができる。	A B C D
		授業改善	自他の授業を検討し、授業改善に生かすことができる。	A B C D	
学級(HR)経営・児童生徒理解		特別支援教育や教育相談の基礎的・基本的な知識・技能を活用して児童生徒に接することができる。	A B C D		
	適切な児童生徒理解に基づいて、望ましい集団づくりができる。	A B C D			
	学級の規範意識を高め、教室環境の整備等を積極的に行うことができる。	A B C D			
総合評定				A B C D	

2 校長所見 教育実習全体を通しての所見を具体的に記入してください。また、「D」の評価を行った場合には、その理由を記入してください。

--

学校名	校長名
	指導教員名

## 教育実習受入承諾書

学校法人川崎学園が設置する川崎医療福祉大学の教育実習の受入について、下記のとおり承諾します。

### 記

#### 1. 特別支援学校教育実習の受入に係る学科及び免許状の種類

医療福祉学部 医療福祉学科 初等・特別支援教育コース

特別支援学校教諭一種免許状《視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育》

#### 2. 特別支援学校教育実習の受け入れ開始年度

令和9年度から

#### 3. 留意事項

実習等を実施する際は、受入人数及び内容等について、事前に受入校と十分調整の上、当該校校長の許可を得て実施すること。

以上

令和5年12月27日

岡山県教育委員会

教育長 鍵本 芳明

## 教育実習受入承諾書

学校法人川崎学園が設置する川崎医療福祉大学の学校体験活動及び教育実習の受入について、下記のとおり承諾します。

### 記

1. 学校体験活動及び小学校教育実習の受入に係る学科及び免許状の種類

医療福祉学部 医療福祉学科 初等・特別支援教育コース  
小学校教諭一種免許状

2. 特別支援学校教育実習の受入に係る学科及び免許状の種類

医療福祉学部 医療福祉学科 初等・特別支援教育コース  
特別支援学校教諭一種免許状《視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育》

3. 学校体験活動及び教育実習の受け入れ開始年度

学校体験活動 令和9年度から  
小学校教育実習 令和9年度から  
特別支援学校教育実習 令和9年度から

4. 学校体験活動は、学校の指示の下に実施する。

以上

令和 6 年 1 月 19 日

倉敷市教育委員会

教育長 仁科 康